

障害に関する 心理学的研究の必要性

久留米大学文学部心理学研究科 准教授

佐藤剛介

2014年、日本も国連の障害者権利条約を批准しました。このことは日本も障害に関するグローバルスタンダード（障害の社会モデル）を理解し、高い水準での障害者のインクルージョン（包摂）を目指すという宣言に他なりません。批准以降も障害関連法や条令の整備が進められており、東京都では、初めて民間企業における合理的配慮提供を義務化する障害者差別解消条例が施行されました。障害者雇用促進法も改正され、民間企業における法定雇用率は現在の2.3%から2026年度までに段階的に2.7%に引き上げられます。また、2024年には改正障害者差別解消法が施行予定で、これまで民間企業では努力義務とされていた合理的配慮提供が法的義務になります。以下では、こうした障害者にまつわる法律や社会状況の変化が、いかに私たちの社会生活において重要なインパクトを持つか、また心理学をはじめとする社会科学がなぜ障害についての研究をさらに加速させる必要があるのか、みていきましょう。

労働市場・経済活動における 障害者のインクルージョン

43.5人以上の従業員を雇用している民間企業は、1人以上の障害者を雇用しなければなりません。雇用者数の多い企業では法定雇用率の達成

が難しくなります。私が大学で障害のある学生の修学支援をしていたころ、大企業の人事担当者が障害学生を雇用したいとよく訪ねてきました。しかし、諸手を挙げて喜べる話だったかというところではありません。なぜなら、大企業の人事担当者の希望は、もちろん新卒で「元気がよく」、「コミュニケーション上手」、「排泄介助の必要のない」「身体障害のある学生」だったのです。日本の一般的な企業が望むジェネラリストで、かつ完全に自立できる障害者を希望していたように思います。そういった学生は決して多くありませんので、私は毎回、発達障害や精神障害のある学生の雇用に興味がないかを尋ねていました。5～6年前の話です。もちろん、当時率先して発達障害者を雇用していた企業などもありましたが、私がお会いした人事担当者のほとんどは、発達障害者の雇用はこれからだと話していました。若年労働人口の減少と、障害者の多様性の実態を鑑みれば、こうした企業の望みが障害学生の現実と乖離していたこと、また障害者と一緒に働くのは今後当然のことになっていくことは容易に想像していただけるでしょう。

社会生活全般における障害者の インクルージョン

2024年度に改正障害者差別解消

法が施行されます。民間事業者においても障害者に対する合理的配慮提供が法的義務になります。今後は私立大学、居酒屋やカフェ、娯楽施設でも、合理的配慮提供が法的義務になります。一緒に働く同僚、学生や生徒、施設やサービスを利用する者などで障害のある人すべてに対してです。皆さんが合理的配慮の提供者であり、そして被提供者になるのです。組織や施設、自治体によっては、障害についての知識や合理的配慮提供および事前的環境措置の方法論を持ち、すでに社会的障壁の除去をハード（物理的環境など）とソフト（制度、情報アクセスなど）の両面で進めているところもあるでしょう。しかし、すでに合理的配慮提供が法的義務化されていた自治体の窓口ですら、障害者に対する不当な差別的取り扱いに該当するいくつもの案件が新聞に取り上げられている事実を考えると、障害者を取り巻く環境には、引き続き、さまざまな課題や軋轢が生じることが考えられます。障害や合理的配慮についての理解に個人差や地域差があること^{1,2}を考えると心配になります。

日本の障害者対策の国連による評価

2022年9月に国連の障害者権利委員会から、日本政府へ条約批准後初めての総括所見が出されました³。

表1 国連障害者権利委員会から日本政府への勧告の抜粋（筆者要約）³

<p>①条約との齟齬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バタナリストアプローチが適用された国内法と政策が、権利条約と不調和 ・「inclusion」「accessibility」「personal assistance」などの条約上の用語の和訳が不適切 <p>②障害の医学モデルの継続採用とそれに伴う差別的取り扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同モデルの継続採用により、より多くの支援が必要な者および知的・精神・感覚障害者を排除する規制や慣行の継続 ・精神障害者に対する侮蔑的用語の使用、欠格条項、強制入院等の差別的規制 ・旧優生保護法による被害者への謝罪および補償と救済の必要性 <p>③個人差への考慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性別、年齢、民族、宗教、性自認、性的指向などの多重・交差的形態の差別、合理的配慮の否定を含め、障害に基づく差別の禁止 <p>④地域や自治体による生活や社会的保障の格差</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者が必要とするサービス・支援の提供に関して地域および地方自治体間の格差の存在と是正 ・障害者の移動や住居等に関するアクセシビリティの確保 	<p>⑤脱施設化と地域社会移行支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児・者の施設収容の廃止と地域社会で他の人と対等に自立生活するための手配と予算配分 ・入院中の精神障害者のケースをすべて見直し、地域社会で必要な精神保健支援とともに自立した生活の保障 <p>⑥日本の特別支援教育（分離教育）とインクルーシブ教育システムの乖離</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の特別支援教育が、日本が推進するとしているインクルーシブ教育システムと乖離していること、障害児にはインクルーシブ教育を受ける権利があることを認識し、すべての障害児にあらゆる教育段階において必要とされる合理的配慮および個別の支援の提供の確保 ・通常学校を利用する機会を確保し、通常学校における通学拒否を認めない政策策定 <p>⑦相当な生活水準や賃金の保障</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者、特により多くの支援を必要とする者に対する生活水準の保障や、障害者を包摂する労働環境で同一労働同一賃金の確保 ・作業所および雇用に関連した福祉サービスから、民間および公的部門における開かれた労働市場への障害者の移行の迅速化
--	---

肯定的に評価された面もいくつかありますが、90項目を超える重要な懸念（concern）および勧告（recommendation）が日本政府に示されています。所見公開後すぐに、DPI（Disabled Peoples' International）日本会議が概要をウェブサイトに掲載しました⁴。私が特に重要と思う部分を抜粋、要約して紹介します（表1）。グローバルスタンダードと日本の現状との乖離を示す興味深い内容です。⑤と⑥は、障害者権利委員会が特に重要な懸念事項とした点です。

障害理解と共に、「いま、ここ、私たち」から「未来、あちら、彼ら」を包摂する社会へ

ギリシア神話に女性の顔と乳房、翼のついた獅子のような体に尻尾が蛇のスピックスという怪物が登場します。この怪物は通りすがりの旅人に、「朝は4本、昼は2本、夕べには3

本で歩く生き物は？」という謎かけをして、答えられない者を食べてしまいます。赤ん坊はハイハイ、成人は2本足、老人は杖を使って歩くので、答えは人間なのだそうです。この話は、誰もが経験する老化という機能的限界（functional limitation）を所与とした人間観、障害の医学モデルに立脚していると言えます。障害の社会モデルでは、障害は、こうした個人の心身の機能的限界と社会的障壁（social barrier）との相互作用により「dis-able」な状態にあること（with disabilities）と定義されます。社会モデルを採用すれば、私たち人間は死ぬまでに、ほぼ確実に障害を経験します。人間誰もが障害を経験することを考えれば、障害に関する理解は人間を理解するひとつの方法と言えるのではないのでしょうか。WHOの推計では、何かしらの障害がある人々は世界に約15%いるそうです。最近私が行っているいく

つかのウェブ調査（Ns > 1,000）でも、常に10%程度の人々は何かしらの障害があると回答します⁵。

障害を知っているかと尋ねられれば全員が知っているかと答えるでしょう。正確に説明できる人は少ないでしょう。障害という経験⁶は身近なようで、多くの人にとっては、「あちら」のことなのかもしれません。障害が誰にでも生じるのであれば、障害を「あちら」の話と捉えるのではなく、「未来、あちら、彼ら」を含む社会⁷——そしてその中には自分も含まれる——を設計していく必要があるのではないのでしょうか。



さとう・こうすけ

博士（文学）。名古屋大学学生相談総合センター特任講師、同大障害者支援室副室長、高知大学学生総合支援センター特任准教授、同センターインクルージョン支援推進室長などを経て現職。専門は社会心理学、臨床心理学、比較文化心理学、障害科学。

1 後藤悠里・佐藤剛介(2018)障害学研究, 14, 248-271. 2 佐藤剛介(未公開データ) 3 United Nations (2022) Committee on the rights of persons with disabilities twenty-seventh session. Concluding observations on the initial report of Japan. 4 DPI日本会議(2022) <https://www.dpi-japan.org/blog/workinggroup/crpd/recommendations-for-japan/> 5 Sato, K., & Schug, J. (2022, Feb) Self-esteem, social support, loneliness, well-being, and relational mobility among people with and without disability: Cross-gender and cross-national analyses between the U.S. and Japan. *The 2022 Annual Meeting of the SPSP in San Francisco*. 6 Dunn, D. S. (Ed.) (2019) *Understanding the experience of disability*, Oxford University Press. 7 亀田達也(2017)モラルの起源. 岩波書店 *COI:本稿に関連して申告すべき利益相反はありません。